| | | | |
|---|---|---|---|
| 蔵下良彦 | 沖縄県国頭郡伊江村東江前千五百六十七 | 耕種農業 | |
| 島袋利幸 | 沖縄県国頭郡伊江村西江上三百七十八 | 耕種農業 | |
| 浅沼清 | 沖縄県島尻郡南大東村字北五百二十八 | 耕種農業 | |
| 山田政秀 | 沖縄県島尻郡南大東村字北五百三十五 | 耕種農業 | |
| 大城典一 | 沖縄県島尻郡南大東村字新東三百六十三 | 耕種農業 | |
| 儀間勉 | 沖縄県島尻郡南大東村字北三百五十五 | 耕種農業 | |
| 比嘉憲政 | 沖縄県島尻郡南大東村字旧東百九十七 | 耕種農業 | |
| 株式会社和伊耕産 | 沖縄県島尻郡伊是名村字諸見五千百六十八番地一 | 耕種農業 | |
| 仲地政次 | 沖縄県島尻郡久米島町字仲地七十六番地 | 耕種農業 | |
| 玉城盛仁 | 沖縄県島尻郡久米島町字兼城六十一 | 耕種農業 | |
| 上江洲実 | 沖縄県島尻郡久米島町字太田二百六―三 | 耕種農業 | |

第三号中「平成二十三年五月二日」を「平成二十六年八月四日」に改める。

**○外務省告示第二百六十号**

平成二十六年七月九日にニューデリーで、円借款の供与に関する日本国政府とインド政府との間の平成十九年三月三十日付けの交換公文に従ってインド政府に供与されることになったハイデラバード都市圏送電網整備計画の実施に係る円貨による借款の支出期間がインド政府と独立行政法人国際協力機構との間の合意により平成二十七年十二月三十一日まで延長される旨の口上書の交換が、インド政府との間に行われた。

平成二十六年八月四日

外務大臣　岸田　文雄

**○外務省告示第二百六十一号**

平成二十六年七月九日にニューデリーで、円借款の供与に関する日本国政府とインド政府との間の平成十八年三月三十一日付けの交換公文に従ってインド政府に供与されることになったコルカタ廃棄物管理改善計画の実施に係る円貨による借款の支出期間がインド政府と独立行政法人国際協力機構との間の合意により平成二十八年七月二十四日まで延長される旨の口上書の交換が、インド政府との間に行われた。

平成二十六年八月四日

外務大臣　岸田　文雄

**○外務省告示第二百六十二号**

平成二十六年七月十四日にコロンボで、円借款の供与に関する日本国政府とスリランカ民主社会主義共和国政府との間の平成二十二年三月二十六日付けの交換公文に従ってスリランカ民主社会主義共和国政府に供与されることになったアッパーコトマレ水力発電所建設計画（第二期）の実施に係る円貨による借款の支出期間がスリランカ民主社会主義共和国政府と独立行政法人国際協力機構との間の合意により平成二十六年十月二十三日まで延長される旨の口上書の交換が、スリランカ民主社会主義共和国政府との間に行われた。

平成二十六年八月四日

外務大臣　岸田　文雄

**○外務省告示第二百六十三号**

平成二十六年七月二十二日にアクラで、人材育成奨学計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がガーナ共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　人材育成奨学計画を実施するために必要な役務の購入

2　贈与の限度額　一億二千四百万円

3　贈与の供与期限　平成三十一年十二月三十一日まで

4　署名者

日本側　二階尚人在ガーナ大使

ガーナ側　ハナ・セルワ・テテ外務・地域統合大臣

平成二十六年八月四日

外務大臣　岸田　文雄

**○外務省告示第二百六十四号**

平成二十六年七月二十四日にダルエスサラームで、第二次タザラ交差点改善計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がタンザニア連合共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　第二次タザラ交差点改善計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　三億四千六百万円

3　贈与の供与期限　平成三十一年十二月三十一日まで

4　署名者

日本側　岡田眞樹在タンザニア大使

タンザニア側　サバシウス・リクウェリレ財務次官

平成二十六年八月四日

外務大臣　岸田　文雄

**○外務省告示第二百六十五号**

平成二十六年七月二十四日にダルエスサラームで、ダルエスサラーム送配電網強化計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がタンザニア連合共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　ダルエスサラーム送配電網強化計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　四十四億千万円

3　贈与の供与期限　平成三十一年十二月三十一日まで

4　署名者

日本側　岡田眞樹在タンザニア大使

タンザニア側　サバシウス・リクウェリレ財務次官

平成二十六年八月四日

外務大臣　岸田　文雄

**○農林水産省告示第千四十九号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年八月四日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　徳島県美馬市木屋平字川上七六二・七六九（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字川上七六二・七六九（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県庁及び美馬市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第千五十号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年八月四日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　徳島県三好郡東みよし町東山字小見二六一の三六

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字小見二六一の三六（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県庁及び東みよし町役場に備え置いて縦覧に供する。）